

## 第1章 計画の基本的考え方

### 1. 計画策定の目的

この計画は、次世代育成支援についての区の施策の方向と具体的な事業計画を定めることを目的としています。

また、子どもを含めた区民の皆様に計画の内容を分かりやすく発信し、区民の皆さんとともに計画を実現することを目的としています。

### 2. 計画策定の背景

国・地方公共団体は、これまで、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを生き育てやすいようにするための環境整備に力点を置いたさまざまな対策を実施してきました。

しかし、平成 14 年1月に発表された「日本の将来推計人口」によると、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されています。

急速な少子化の進行は、日本の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることとなります。少子化の流れを変えるためには、改めて国・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の取組に加え、もう一段の対策を進める必要があります。

こうした観点から、国は、平成 14 年9月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取組を推進することとしました。

また、これを踏まえ、国は平成 17 年度から 10 年間の集中的な取組をするための「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年7月法律第 120 号）を制定しました。この法律によって、都道府県、区市町村および事業主は、行動計画を策定して次世代育成支援対策を実施することが義務づけられました。これを受け、区では平成 17 年度～21 年度の5か年を計画期間とした次世代育成支援行動計画を策定しました。

しかしながら、平成 17 年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数が 106 万人および合計特殊出生率が 1.26 と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。

このため、平成 18 年 6 月に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図ってきました。

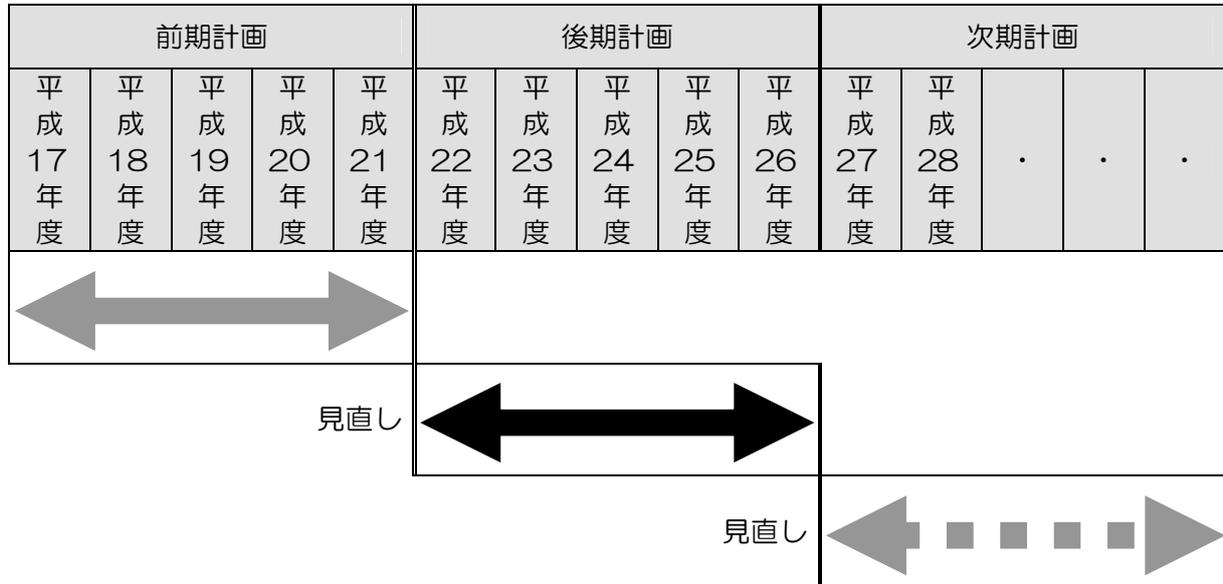
こうしたなかで、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置され、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討を進め、平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

この間、区では練馬区次世代育成支援行動計画に基づき、計画的に取り組みを進

めてきましたが、平成 21 年度に策定する基本構想および長期計画（平成 22 年度～26 年度）の考え方を取り入れながら、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする後期の次世代育成支援行動計画を策定することとしたものです。

### 3 計画の期間

本計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年計画のうち平成 22 年度から平成 26 年度までの後期 5 年間に計画の期間とします。



### 3. 計画の対象

- (1) この計画は、子どもと子育て家庭を含むすべての区民と区内の事業主、NPO、行政等すべての個人および団体が対象となります。
- (2) この計画では、「子ども」とは、おおむね 18 歳未満の児童をいいます。

### 4. 計画の位置づけ、他の計画との関係

この計画は、区の長期計画を上位計画とする、子どもと子育て家庭に対する施策をまとめた個別計画です。

また、この計画では、練馬区の今後の施策の方向や計画事業の具体的目標を定めています。区では、毎年度の財政状況を踏まえながら、この計画の実現に努めます。

この計画と関連する他の計画との関係は、つぎのとおりです。

- (1) 基本構想・長期計画との関係について

「練馬区のめざす 10 年後の姿」を掲げ、4つの分野のはじめに子ども分野を置いている練馬区基本構想や平成 22 年度から平成 26 年度を計画期間とする、新たな長期計画を踏まえており、長期計画の「子ども分野」などの関連分野にある計画を含んでいます。

- (2) 保育計画について

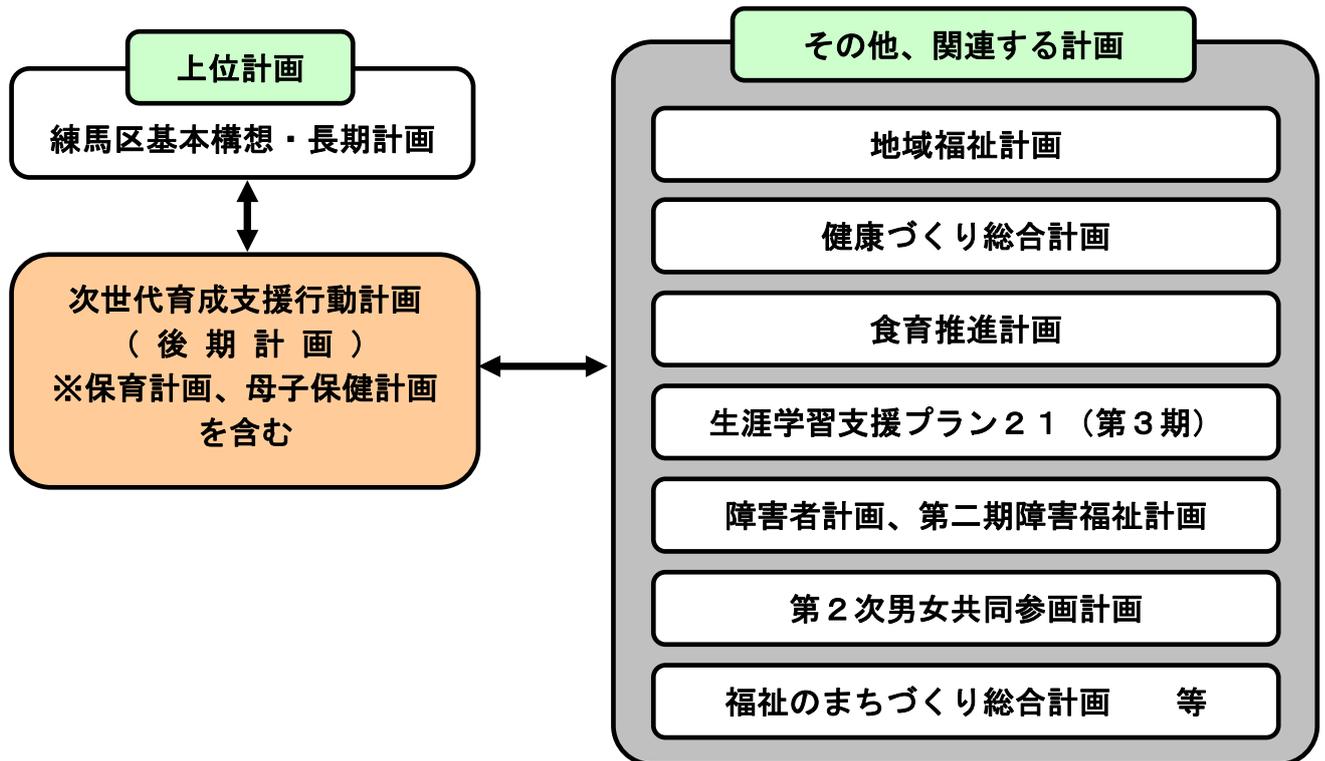
練馬区は、改正児童福祉法（平成 15 年 7 月法律第 121 号）の規定により、保育計画の策定が義務づけられています。この計画は、保育計画を含んだものとして策定しています。

### (3) 母子保健計画について

「市町村における母子保健計画策定指針」（厚生労働省 平成8年5月）により策定する母子保健計画についても、この計画の中に含んだものとして、策定しています。

(注1) 保育計画：保育の申込みのあった児童で、保育の実施がされていないもの（待機児童）の数が、50人以上いる区市町村は、策定する必要があります。

(注2) 母子保健計画：国の「健やか親子 21（21世紀の母子保健を推進する国民運動計画）」の趣旨を踏まえ、区市町村が策定することになっています。



## 5. 計画の基本理念

次代を担うすべての子どもたちが、健やかに生まれ、育つことは、社会の発展に欠かすことができません。このため、練馬区は、すべての子育て家庭が安心して暮らすことができ、すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、自立することのできる社会を築くために、子どもと子育て家庭を、区民との協働により地域で支えていきたいと考え、次世代育成支援行動計画（前期計画）を作成しました。そこでは、児童憲章や児童の権利に関する条約などを踏まえたうえで、以下の4点を基本理念としました。後期計画においても、これらの基本理念を引き続き掲げ、計画を推進していきます。

- (1) 子どもの最善の利益を考えるとともに、子ども自らの「育つ力」を大切にします。
- (2) 父親・母親を中心とした、家庭の「育てる力」を大切にします。

(3) 子育ての負担を家庭だけに負わせることなく、地域や職場が子どもと子育て家庭を応援します。

(4) 行政は、地域や職場と連携しながら、子どもと子育て家庭を応援します。

## 6. 計画目標

# 子育て、子育てをみんなが応援するまち ねいま

練馬区では、4つの基本理念を実現するため、「子育て、子育てをみんなが応援するまち ねいま」を前期計画に引き続き計画目標に掲げます。

父親・母親その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、地域社会全体で家庭の「育てる力」と子ども自らの「育つ力」を応援することによって、安心して子育てができるまち、そして、子どもが未来に希望を持ち、次代を担う力を身につけることのできるまちの実現をめざします。

## 7. 計画の推進および実施状況の公表

計画で示した施策の方向の推進や、具体的な事業の実施にあたっては、定期的に計画の実施状況を把握・点検することが必要です。そして、その結果をその後の事業の実施や、計画の見直しに反映させていくことが大切です。

計画の実施状況については、年度ごとに把握・点検し公表します。把握・点検にあたっては、区民の意見を反映させるため、公募区民、団体代表、学識経験者等で構成する「練馬区次世代育成支援推進協議会」を設置し、意見を聴きます。また、「練馬区次世代育成支援推進協議会」には、計画の実施状況の把握・点検だけでなく、施策に関する問題提起や提案を行っていただきます。